

日田市規則第62号



日田市未熟児養育医療給付事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月29日

日田市長

柿野美智子

日田市未熟児養育医療給付事務取扱規則の一部を改正する規則

日田市未熟児養育医療給付事務取扱規則（平成25年規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給付の申請) 第4条 給付の申請については、次の各号に定めるものとする。 (1) 略 (2) 申請は、養育医療給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。 ア～ウ 略 エ <u>医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類</u> オ 略 (3) 略	(給付の申請) 第4条 給付の申請については、次の各号に定めるものとする。 (1) 略 (2) 申請は、養育医療給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。 ア～ウ 略 エ <u>医療保険に加入していることを確認するための保険証の写し又は被扶養者認定を申請中であることが確認できる保険者の証明書</u> オ 略 (3) 略

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

